

第34回企業法務セミナー

2022年3月10日

ビジネスシーンでの著作権を わかりやすく

～引用ルールを知らずに安易なコピーでトラブルに～

講師プロフィール



講師 弁護士 笠原輔／弁護士法人山下江法律事務所

出身地 岡山県倉敷市

岡山県立倉敷南高校卒業

京都大学法学部卒業、同大学法科大学院修了

平成18年9月 司法試験合格

平成18年11月 最高裁判所司法研修入所

平成19年12月 司法修習終了・広島弁護士会に登録

山下江法律事務所入所

趣味は空手、読書など。

ビジネスシーンでの著作権をわかりやすく
～引用ルールを知らずに安易なコピーでトラブルに～

弁護士法人山下江法律事務所 弁護士 笠原 輔

第1 著作権侵害の基礎知識

1 著作権

(1) 著作物

著作権法2条1項1号

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

ア 著作物の要件

思想・感情の創作的な表現

(ア) 思想又は感情を

人が考えたり感じたりしたことが対象。

単なる客観的な事実やデータは対象とならない。

例 広島市の人口

(イ) 創作的に

一定の創作性が必要。

個性のないありきたりな表現は、著作物にあたらない。

(ウ) 表現したもの

思想又は感情が外部に表現されていることが必要。表現行為自体が著作物の対象となる。

思想や感情の内容そのもの、アイデアは保護されない。特許や実用新案とは異なる。

登録などは必要ない。

著作権法17条2項

著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

イ 著作物の種類

(ア) 著作権法10条1項の例示

「この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。」

1号 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

2号 音楽の著作物

3号 舞踊又は無言劇の著作物

4号 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

5号 建築の著作物

6号 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

7号 映画の著作物

8号 写真の著作物

9号 プログラムの著作物

(イ) 著作権法10条1項の例示以外の著作物

・二次的著作物(11条)

原著物(原作)を改変して創作した著作物

・編集著作物(12条)

電話帳、百科事典、新聞、雑誌、文学全集、学術論文集など

・データベースの著作物(12条の2)

地図データベース、顧客データベースなど

・結合著作物

例 音楽の著作物の場合、曲と歌詞。

(ウ) プログラムの著作物

著作権法2条1項10の2号

電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

著作権法10条3項

・・・この法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約および解法に及ばない。・・・

プログラム複製物の所有者は、必要限度でその複製(バックアップ)を認められている。

(エ) 二次的著作物

例 マンガをアニメ化する場合

マンガ：原著物(原作) アニメ：二次的著作物

二次的著作物は原著物から独立した著作物として保護される。

二次的著作物を創作する場合には、原著物を利用するので、原著物の作者の許諾が必要。(著作権法27条)

二次的著作物を複製、上映等で利用する場合、二次的著作物の作者の許諾だけでなく、原著物の作者の許諾も必要。(著作権法28条)

(オ) 編集著作物

著作権法12条

1項 編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護

する。

2項 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

編集著作物を利用する場合、構成する個々の素材が著作物であれば、素材の著作者の許諾も必要。

(カ) データベースの著作物

著作権法2条1項 10の3号

論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

著作権法12条の2

1項 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

2項 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(キ) 著作物にあたらなくても注意が必要

著作物にあたらなくても安易にコピーして使うと、民法上の不法行為に基づく損害賠償責任を負う場合がある。(例 著作物にあたらぬデータベース)

(2) 著作者

ア 原則 著作物の権利は著作者に帰属。

著作物の権利 = 著作権 (著作財産権) + 著作者人格権

例外 職務著作 映画の著作物 共同著作

イ 職務著作

会社の業務として作成される

著作権法15条

1項 法人その他使用者 (以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上製作する著作物 (プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時に於ける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2項 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時に於ける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

プログラムの場合は法人の名義で公表されていなくても法人が著作者になる。

プログラムは市販されるもの以外は、公表なしで使用されることが通例のため。

ウ 映画の著作物

著作権法16条で、「製作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著

著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」(通常は監督やプロデューサー)が著作者となる。

著作権法29条で、「著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の制作に参加することを約束しているとき」は、映画製作者(通常は映画製作会社)に著作権が帰属。ただし、著作者人格権は著作者に残る。監督契約などで不行使の約束が必要になる。

著作権法16条

映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、製作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

著作権法29条

映画の著作物(第15条第1項、次項又は第3項の規定の適用をうけるものを除く。)の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の制作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

エ 共同著作

複数の著作者。原則として権利行使には著作者全員の合意が必要。ただし、信義に反して合意の成立を妨げることはできない。代表して権利行使する者を定めることができる。

オ 著作権者不明

相当な努力を払っても著作者を見つけない場合、利用相当額を供託して、著作権法67条の文化庁の裁定制度を利用し、著作物を利用。

カ 著作隣接権

著作物に付加価値を付けて伝達した者の権利

(ア) 実演家

(イ) レコード製作者

(ウ) 放送事業者、有線放送事業者

(3) 著作権

ア 種類 支分権

(ア) 複製権

著作物を複製する権利(著作権法21条)

印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法(著作権法2条1項15号)

実質的な同一性を超える場合は翻案権の侵害。

(イ) 上演権・演奏権

公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として上演し、又は演奏する権利(著作権法22条)

公衆に→不特定又は特定多数に

(ウ) 上映権

公に上映する権利（著作権法 22 条の 2）

(エ) 公衆送信権等

公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利（著作権法 23 条 1 項）

公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利（著作権法 23 条 2 項）

(オ) 口述権

公に口述する権利（著作権法 24 条）

(カ) 展示権

原作品により公に展示する権利（著作権法 25 条）

(キ) 頒布権

映画の著作物をその複製物により頒布する権利（著作権法 26 条 1 項）

(ク) 譲渡権

原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利（著作権法 26 条の 2 第 1 項）

公衆に譲渡すると消尽（著作権法 26 条の 2 第 2 項）

(ケ) 貸与権

複製物の貸与により公衆に提供する権利（著作権法 26 条の 3）

(コ) 翻訳権・翻案権等

翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利（著作権法 27 条）

二次的著作物を創作する権利

著作権を譲渡する契約において、譲渡の目的として特掲されていないときは、譲渡した者に留保されたものと推定（著作権法 61 条 2 項）

(サ) 二次的著作物の利用に関する原作者の権利

著作権法 28 条

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類

の権利を専有する。

著作権を譲渡する契約において、譲渡の目的として特掲されていないときは、譲渡した者に留保されたものと推定（著作権法 61 条 2 項）

イ 保護期間

(ア) 原則

著作者の死後 70 年（著作権法 51 条 2 項）

- (イ) 無名又は変名の著作物
 - 公表後70年（著作権法52条1項本文）
 - 存続期間満了前に死後70年経過で消滅（著作権法52条1項但書）
- (ウ) 団体名義の著作物
 - 公表後70年、創作後70年以内に公表されなかった場合は創作後70年（著作権法53条1項）
- (エ) 映画の著作物
 - 公表後70年、創作後70年以内に公表されなかった場合は創作後70年（著作権法54条）
- (4) 著作者人格権
 - ア 著作者人格権
 - (ア) 公表権
 - その著作物でまだ公表されていないもの（同意を得ないで公表された著作物を含む。）を公衆に提供し、又は提示する権利（著作権法18条）
 - (イ) 氏名表示権
 - 著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利（著作権法19条）
 - (ウ) 同一性保持権
 - 著作権法20条1項
 - 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。
 - 著作権法20条2項で例外あり。学校教育の目的、建築物の増築等、プログラムの改変、やむを得ない改変
 - イ 遺族の請求権
 - 著作権法60条
 - 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。
 - 遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）の差止請求権（著作権法116条）、名誉回復の措置（著作権法115条）

2 著作権の制限

(1) 私的使用目的の複製

個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、例外となる場合を除き、その使用する者が複製することができる（著作権法30条1項）。

例外 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合

技術的保護手段の回避により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合 等

社内内の利用は私的使用の範囲を超えていると解される。

(2) 教育目的

教科書への掲載（著作権法33条）

教材用拡大教科書作成のための複製（著作権法33条の3）

学校教育番組の放送等（著作権法34条）

教育機関における複製（著作権法35条）

試験問題としての複製（著作権法36条）

(3) 図書館使用目的

図書館等における複製（著作権法31条）

公的な図書館に限る。

(4) 福祉目的

点字による複製（著作権法37条）

聴覚障害者のための複製、自動公衆送信（著作権法37条の2）

(5) 報道・放送目的

官公庁の広報資料等の転載（著作権法32条2項）

時事問題論説の転載等（著作権法39条）

政治上の演説等の利用（著作権法40条）

時事報道のための利用（著作権法41条）

放送事業者等による一時的固定（著作権法44条）

(6) 司法立法行政・情報公開目的

裁判手続における複製（著作権法42条）

情報公開法による開示のための利用（著作権法42条の2）

(7) 非営利目的

非営利目的の上演・演奏・上映・口述・貸与等（著作権法38条）

(8) 引用

第2で。

(9) 美術品・写真・建築

原作品の所有者による展示（著作権法45条）

公開美術の著作物等の利用（著作権法46条）

タ、情報であれば、そもそも著作物に該当しないから著作権もない。著作物にあたる場合は、引用として認められるかを検討。引用としても認められない場合は、著作権者の許諾が必要。

2 社内研修でのコピーの配布

社内研修で雑誌記事のコピーの配布→私的使用目的の複製（著作権法30条）にあたらない。出版社等著作権者の許諾が必要。

3 新聞記事のスクラップ

原本をそのまま切り抜いてスクラップして保存→原本の所有権は購入者に移転しており、著作権法上問題ない。（もちろん著作権は移転していない。）

スキャンしてPDFで保存→会社の業務で行う場合、私的使用目的の複製（著作権法30条）にあたらず、複製権侵害となる。権利者の許諾を得る必要がある。

4 文献のPDF化

会社の業務として、会社で保管している文献をPDF化→会社の業務で行う場合、私的使用目的の複製（著作権法30条）にあたらず、複製権侵害となる。権利者の許諾を得る必要がある。

第5 商業利用

1 他社ホームページの記事を自社ホームページへ引用

単なる客観的事実、データ、情報は著作物に該当しないから、著作権侵害にならない。著作物にあたる場合でも引用の要件を満たすのであれば、著作権侵害にならない。著作物にあたり、引用の要件を満たさないのであれば、著作権者から許諾を得る必要がある。

2 他社ホームページのデザインを自社ホームページに転用

ありきたりなデザインは著作物に該当しないから、著作権侵害にならない。創作的なデザインは著作物にあたり、著作権侵害となる可能性が高い。イメージやアイデアを参考にしただけであれば、著作権侵害にはならない。

3 フリー画像の利用

本当にフリー画像なのか注意。
利用は無償であるが、使用許諾契約が付いている場合もあるので注意。
著作権の保護期間が切れているいわゆるパブリック・ドメインでも、同一性保持権等、著作者人格権を侵害しないように注意。

4 キャッチコピーの著作権

著作物として保護されるためのハードルは高い。短い表現だと創作性を認められるのは難しい。
ただし、著作物に該当しない場合でも、利用の態様等によっては民法の不法行為に該当する場合があるので注意。

5 類似する本のタイトル

本のタイトル自体が著作物として保護されるためのハードルは高い。短い表現だと創作性を認められるのは難しい。

場合によっては、商標登録することを検討。

6 自社が紹介されたテレビ番組を動画で使う

自社が取材を受けても、出演したテレビ番組の動画を使用する権利が自動的に付与されるわけではない。取材時に許諾を得ておく必要がある。

7 キャラクターの著作権

動物を擬人化したオリジナルのキャラクターを作る場合、他に類似のキャラクターが存在していても著作権侵害となる可能性は低い。(参考 けろけろけろっぴ事件(東京高判H13.1.23))

8 レストランのBGMとして音楽を再生

公に演奏することになる。著作権法38条の非営利目的の演奏に該当しない。著作権者の承諾が必要。

第6 AIと著作権の関係

AIが著作物を創作した場合の権利帰属

- ① AIは創作活動の補助的な役割を果たしたに過ぎない場合
著作者に権利が帰属
- ② 完全自立型人工知能が著作物を創作した場合
著作権法の保護が及ばないと思われる。
自然人が創作することが著作権法の前提と考えられるため。

■ 山下江法律事務所の企業法務コラム

<https://hiroshima-kigyo.com/category/column>



👉 著作権に関連するもの

- ・ 知らずに著作権侵害になるケースとそのペナルティを解説！
- ・ 二次的著作物とは？ 弁護士がわかりやすく解説します

ご静聴ありがとうございました。



日時：2022年9月8日（木）18：30～

講師：弁護士 久井 春樹

テーマ：パワハラ防止法

2022年4月1日から中小企業に対して施行される「パワハラ防止法」について、法律に沿って企業はどのような措置や対策を講じる義務があるのかということをお話しする予定です。